

「ワーク・ライフ・バランス推進企業」に対する加点措置の実施について

本事業では、ワーク・ライフ・バランス推進企業を実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

●「ワーク・ライフ・バランス推進企業」とは？

今般の少子化を巡る状況を踏まえ、経済産業省の補助金において、従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取組を進める中小企業者のことです。

●加点対象者となる企業

以下の 5 つのいずれかに該当している中小企業者。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

【参考 URL】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業

（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。

【参考 URL】

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

【参考 URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

④次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業

（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。

【参考 URL】

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

【参考 URL】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

●提出書類

該当するものの認定証等の写し

※書類の提出なされない場合は、加点措置の対象外です。

以上